

はちみつ類の表示に関する公正競争規約 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変 更 後	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、はちみつ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「はちみつ類」とは、はちみつ、甘露はちみつ、巣はちみつ及び巣はちみつ入りはちみつをいう。</p> <p>(1) この規約において「はちみつ」とは、みつばちが植物の花みつを採集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物質であって、別表に定める性状を有し、別表に定める組成基準に適合したものをいう。</p> <p>(2) この規約において「甘露はちみつ」とは、みつばちが植物の分泌物又は同分泌物を吸った他の昆虫の排出物を採集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物質であって、別表に定める性状を有し、別表に定める組成基準に適合したものをいう。</p> <p>(3) この規約において「巣はちみつ」とは、新しく作られて幼虫のいない巣房にみつばちによって貯えられたはちみつ又は甘露はちみつで、巣全体又は一</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>

部を封入したまま販売されるものをいう。

(4) この規約において「巣はちみつ入りはちみつ」とは、はちみつ又は甘露はちみつに巣はちみつを加えたものをいう。

2 この規約において「事業者」とは、はちみつ類を製造して販売する者、輸入して販売する者又はこれらに準ずる者をいう。

3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものであって、はちみつ類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものをいう。

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、はちみつ類の容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

ただし、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のものにあつては、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)で省略できる場合に限り、第2号、第7号、第9号及び第10号の事項の表示を省略することができる。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 原料原産地名
- (4) 内容量

<p>(5) 賞味期限 (6) 保存の方法 (7) 原産国名 (8) 食品関連事業者（食品表示法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所 (9) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 (10) 栄養成分の量及び熱量</p> <p>2 使用上の注意に関する表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 事業者は、はちみつ類の商品名等に、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、それぞれ当該各号に定める基準に従い表示しなければならない。</p> <p>(1) 純粋等 「純粋」、「天然」、「生」、「完熟」、「ピュア」、「ナチュラル」、「Pure」、「Natural」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示する場合には、「純粋」又は「Pure」という文言に統一して行わなければならない。</p> <p>(2) 有機 「有機」、「オーガニック」その他これらと類似の意味内容を表す文言を表示する場合には、有機農産物及び有機農産物加工食品について日本の有機認証制度と同等性が認められた外国の公的な認証制度において有機性が認められたはちみつ類の製品輸入であって、当該認証制度のマークが商品に表示されていないなければならない。</p> <p>また、上記の有機性が認められたは</p>	<p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 事業者は、はちみつ類の商品名等に、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、それぞれ当該各号に定める基準に従い表示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
--	---

ちみつ類をバルクで輸入して国内で製品化する場合には、国内の加工の全段階を通じて、有機食品の信頼性が保たれていなければならない。

(3) 国産

「国産」という文言を表示する場合には、前条第1項の規定により同項第3号に掲げる原料原産地名として他の採蜜国と併せて表示する場合を除き、その原料蜜の全てが国内で採蜜されたものでなければならない。

(4) 採蜜源の花名

採蜜源の花名を表示する場合には、当該はちみつの全て又は大部分を当該花から採蜜し、その花の特徴を有するものであって、かつ、採蜜国名を表示しなければならない。

ただし、施行規則で定める外国政府の採蜜源の花名に関する基準により定められた採蜜源の花名を表示する場合にあっては、施行規則に定める表示方法に従ってこれを表示することができる。

2 事業者は、前項に規定する事項のほか、はちみつ類の容器包装に特定の原材料を商品名として表示する等、当該原材料を使用している旨を強調して表示する場合は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

(会員証紙)

第5条 一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、規約に従い適正な表示をしている構成事業者に対し、その販売に係るはちみつ類の容器包装に「会員証紙」を使用させることができる。

2 「会員証紙」は、施行規則に定めると

(4) 採蜜源の花名

採蜜源の花名を表示する場合には、当該はちみつの全て又は大部分を当該花から採蜜し、その花の特徴を有するものであって、かつ、採蜜国名を表示しなければならない。

2 (略)

第5条～第6条 (略)

ころにより表示しなければならない。

(規則で定める必要表示事項等)

第6条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前三条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第7条 事業者は、はちみつ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第2条に規定するはちみつ、甘露はちみつ、巣はちみつ又は巣はちみつ入りはちみつの定義に合致しない内容の製品について、それぞれ定義に合致する製品であるかのような表示
- (2) 第4条第2項に規定する特定の原材料を使用している旨を強調して表示する場合の施行規則に定める表示基準に合致しない内容の製品について、当該基準を満たすかのように誤認されるおそれがある表示
- (3) 客観的な根拠に基づかないで「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらと類似の意味内容を表す文言を用いることにより、当該製品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (4) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれのある表示
- (5) 自己の取り扱う他の製品又は自己の行う他の事業について受けた賞又は推

(不当表示の禁止)

第7条 事業者は、はちみつ類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(1)～(2) (略)

(3) 客観的な根拠に基づかないで「特選」、「高級」、「デラックス」その他これらに類似する意味内容の文言を用いることにより、当該製品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示

(4)～(8) (略)

<p> 奨が当該製品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (6) 品質、原料、原産地、採蜜源その他製品の内容又は取引条件について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるような表示 (7) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示 (8) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るはちみつ類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示 (公正取引協議会の設置) 第8条 この規約を適正に施行するため、公正取引協議会を設置する。 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。 (公正取引協議会の事業) 第9条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 (2) 証紙の交付に関すること。 (3) 規約の内容についての周知徹底に関すること。 (4) 規約についての相談及び指導に関すること。 (5) 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 </p>	<p> 第8条～第12条 (略) </p>
--	---

- (6) 規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (7) 関係官庁との連絡及び施策の協力に関すること。
- (8) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(違反に対する調査)

第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、第1項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又

<p>は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を設定し、又は変更するときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>[別表]</p> <p>(はちみつの性状)</p> <p>はちみつは、淡黄色ないし暗褐色のシロップ状の液で、特有の香味があり、結晶を生ずることがある(採蜜源となる花等の種類又は保存条件によって結晶の遅速が甚しく異なる。)ものである。</p> <p>(はちみつの組成基準)</p> <p>水分 20%以下</p> <p>ただし、第4条第1項第3号に規定する国産はちみつにあっては22%以下とする。</p> <p>果糖及びぶどう糖含有量(両者の合計)</p> <p>60g/100g以上</p> <p>ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあっては、45g/100g以上とする。</p> <p>しよ糖 5g/100g以下</p> <p>ただし、次に掲げる採蜜源のはちみつ</p>	<p>[別表]</p> <p>(略)</p> <p>(はちみつの組成基準)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>しよ糖 5g/100g以下</p>
---	--

にあつては、それぞれ定める基準によるものとする（以下の括弧内は学術名である。）。

(a) アルファルファ（ムラサキウマゴヤシ）、柑橘類、ニセアカシア（ハリエンジュ属ニセアカシア）、フレンチハニーサックル（すいかずら）、ヤマモガシ、レッドガム（ユーカリ・カマルドレンシス）、レザーウッド（ユークリフィア・リキダ）、エウクリフィア科ミリガニ
10 g / 100 g 以下

(b) ラベンダー（ラベンダー類）、ポリジ（むらさき科ボラゴ属）
15 g / 100 g 以下

電気伝導度 0.8mS/cm以下

ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあつては、0.8mS/cm以上とし、次に掲げる採蜜源のはちみつは電気伝導度の組成基準の適用除外とする。

<適用除外対象>

ストロベリーツリー（イチゴノキ）、ベルヒース（エリカ）、ユーカリ、菩提樹（シナノキ）、リングヘザー（カルーナ）、マヌカ、ティーツリー（メラレウカ）、クリ

Hydroxymethylfurfural 5.9mg/100 g 以下
ただし、熱帯地域（南回帰線と北回帰線に挟まれた地域）若しくは熱帯地域と似た気候の地域を原料原産地とするはちみつ又はこれらのブレンドの場合は、8.0mg/100g以下とする。

遊離酸度 100 g につき 1 N アルカリ 5 ml 以下

電気伝導度 0.8mS/cm以下

ただし、甘露はちみつ又は甘露はちみつとはちみつとの混合物の場合にあつては、0.8mS/cm以上とする。

Hydroxymethylfurfural 5.9mg/100 g 以下

（略）

でん粉デキストリン 陰性反応	(略)
----------------	-----

附 則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規約の変更の施行の前日に事業者が行った表示については、なお従前の例による。